

沼津市職員の給与に関する条例の一部改正について

沼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月7日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

沼津市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第4ウ医療職給料表(1)3級の項中「、診療部長又は救命救急部長」を「又は診療部長」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

「提案理由」

救命救急部の廃止に伴い、救命救急部長に係る規定を削除するものである。